

山口県企業局の内部統制に関する方針

企業局の運営及び経営を安定的、持続的、効率的かつ効果的に行っていくためには、あらかじめ業務執行におけるリスクを認識した上で、適切な対応策を講じるとともに、その取組を評価し、改善を図ることが必要である。

そのため、以下のとおり本県企業局の内部統制に関する方針を定め、適正な業務の執行に努めることとする。

1 内部統制の目的及び取組

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務を効率的かつ効果的に遂行するため、業務の実施手法や組織体制等の見直しを行う。

(2) 報告の信頼性の確保

企業局に関する情報の信頼性を確保するため、財務報告や取組状況等を適切に作成するとともに、情報の適正な管理に努める。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守するため、職員の研修や定期的な事務の点検等に努める。

(4) 資産の保全

企業局の保有する財産・現金等の有形資産及び知的財産・企業に関する情報等の無形資産の保全を図るため、資産の適切な利活用及び管理に努める。

2 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務とする。

3 内部統制を有効に機能させるための取組

(1) 企業局の推進体制の確保

「企業局総務課」を中心として、企業局としての体制整備及び運用に取り組む。

(2) 結果の公表

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価を行い、その結果を公表する。

(3) 体制・手法等の見直し

内部統制に係る推進体制・運用手法等については、評価結果等を踏まえて適宜見直しを行い、より効率的・効果的なものとなるよう努める。

令和6年4月1日

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦